

飛島村

第4次障害者福祉計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画

概要版



令和6年3月
飛島村

1 計画の位置づけ

▶ 計画の性格

「障害者福祉計画」は、本村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、村民、関係機関・団体、事業者、村が、それぞれに活動を行うための指針となります。「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい児者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定める計画となります。



▶ 根拠法令

「飛島村第4次障害者福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、法定計画である障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体の計画として策定します。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (おおむね5～10年程度)	短期(3年)	短期(3年)

※本村では、障がいのある人やその家族、関係団体のお気持ちを尊重し、「害」を「がい」と表記しております。(法令用語等を除きます。)

2 施策体系

障害者福祉計画は、国の第5次障害者基本計画や飛島村第3次障害者福祉計画の施策体系をもとに、下記の体系とします。

基本理念 持自住 続立み 可し慣 能たれ な生た む活地 らが域 づくで きる	1 啓発・広報 <ul style="list-style-type: none">■ 既存のサービスの周知■ 障がい者虐待の防止及び差別解消の推進	2 福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none">■ 村内に住む障がい児者が利用できる社会資源の確保
	3 保健・医療の充実 <ul style="list-style-type: none">■ 障がいの早期発見・療育支援体制の充実■ 障がいの原因となる疾病の予防	4 生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none">■ 移動手段の充実
	5 生活の安定と自立支援 <ul style="list-style-type: none">■ 相談支援・情報提供の充実■ 就労支援の充実	6 保育・教育の充実 <ul style="list-style-type: none">■ ライフステージにおける切れ目のない支援の充実■ 障がいへの理解を深める場の確保
	7 文化・スポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none">■ 障がいの有無に関わらない誰もが参加しやすい環境推進■ 村有施設の利用推進	8 安心・安全 <ul style="list-style-type: none">■ 災害等における緊急時の対策

3 成果目標

障害福祉計画及び障害児福祉計画における令和8年度末の成果目標は下記の通りです。

区 分	目 標
施設入所者の地域生活への移行	令和4年度末の施設入所者数6人のうち、令和8年度末までの地域生活移行者数を0人とします。(現状維持)
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	引き続き、精神障がいのある人の地域生活の支援に向けた保健、医療、福祉関係者による協議を近隣自治体と連携して取り組みます。
地域生活支援の充実	引き続き、地域生活支援拠点等の機能の充実を図り、年1回の運用状況の検証・検討を実施します。
福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度末の一般就労移行者数は、就労移行支援事業からの移行者数1人を目標とします。また、就労定着支援事業における利用者数は1人を目標とします。
障害児通所支援の提供体制の整備等	
① 児童発達支援センターの設置	関係機関との連携により、地域の実情に応じた児童発達支援センターを1カ所確保します。
② 障がい児の地域社会への参加・包括を推進する体制の構築	関係機関との連携により、令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に取り組みます。
③ 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	引き続き、海部圏域において関係機関と連携し、主に重症心身障がいのある児童を支援する事業所の確保に努めます。
④ 医療的ケア児等の支援体制の構築	関係機関と連携し、医療的ケア児等コーディネーターを引き続き配置し、医療的ケア児支援のための協議の場を設けます。
相談支援体制の充実・強化等	引き続き、基幹相談支援センターにおいて、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保に努めます。
障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用及び障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を年1回実施します。
発達障がい者等に対する支援	令和8年度にペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施を目標とします。



4

障害福祉サービスの見込量 I

▶ 相談支援

利用者数（人／月）

区分	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しを行います。	15	15	15
地域移行支援	入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための相談支援を行います。	0	0	0
地域定着支援	施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障がいのある人に対して常時の連絡体制や緊急時の相談の支援等を行います。	0	0	0

※ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
 なお、本村には計画相談支援の提供事業所が1カ所あります。

▶ 居住系サービス

利用者数（人／月）

区分	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的・精神障がいのある人等に対し、地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応など一定期間にわたり行います。	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間に共同生活を営む居宅において日常生活上の援助を行います。（昼間は、日中活動系サービス等を利用します。）	6	7	7
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（昼間は、日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援B型）等を利用します。）	6	6	6

※ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。

▶ 訪問系サービス

利用者数（人／月）

区分	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事、通院などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	5	6	7
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいのため、常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において、長時間にわたり生活全般の介護や移動中の介護を総合的に行います。	0	0	0
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護などの援助を行います。	1	1	1
行動援護	自己判断力が制限されている人（重度の知的障がいのある人や重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護を行います。	2	2	3

※ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
 なお、本村には居宅介護と重度訪問介護、同行援護の提供事業所が1カ所あります。

5 障害福祉サービスの見込量Ⅱ

▶ 日中活動系サービス

利用者数（人／月）

区分	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	常時介護を必要とする障害支援区分が一定以上の障がいのある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設や生活介護事業所において、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供します。	8	8	9
自立訓練 （機能訓練）	病院を退院または特別支援学校を卒業し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復などのための訓練を行います。	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	病院・施設を退院・退所または特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上などのための訓練を行います。	0	0	0
宿泊型自立訓練 （生活訓練）	社会的リハビリテーションの実施が必要な障がいのある人に対し、居住の場を提供し、家事などの日常生活能力向上のための訓練や生活に関する相談、助言を行います。	0	0	0
就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	1	1	1
就労継続支援 （A型）	一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、雇用契約などに基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	2	3	3
就労継続支援 （B型）	一般企業による雇用等が困難な障がいのある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。	15	15	15
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障がいのある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。	1	1	1
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人の適性などのアセスメントを行い、事業者と調整のうえ就労系サービスの利用や一般就労を促すためのサービスです。	0	0	1
療養介護	医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関で行います。	1	1	1
短期入所 （福祉型）	居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障がいのある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるもので、親なき後を見据え、自立するための訓練として定期的に利用する場合があります。	1	2	2
短期入所 （医療型）		0	0	1

※ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。

6

地域生活支援事業の見込量

▶ 必須事業

区分	内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、幅広く障がいや障がいのある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行います。	-	イベントや作品展を通じた啓発活動、広報活動、学園における福祉学習の実施等に努めます。		
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域の住民などによる交流活動などの自発的な取り組みを支援するものです。	-	障がい者団体やボランティアの活動の支援に努めます。		
相談支援事業	障がいのある人やその介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護などを行います。 ※弥富市、蟹江町と共同で障がい者基幹相談支援センター（海部南部権利擁護センター）を設置しています。	障害者相談支援事業実施力所数	3	3	3
		基幹相談支援センター設置力所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的・精神障がいのある人に対し、申し立てに要する費用など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成します。	利用者数（人／年）	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行います。	-	必要に応じて支援のあり方を検討します。		
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、手話通訳者を派遣します。	派遣件数（件／年）	0	0	0
	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対し、要約筆記者を派遣します。	派遣件数（件／年）	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施します。	修了者数（人／年）	1	1	1
日常生活用具給付等事業	入浴担架や特殊寝台、入浴補助用具や便器、電気式たん吸引器、携帯用会話補助装置、ストーマ器具や紙おむつ等及び住宅改修費を給付します。	利用者数（人／年）	83	85	85
移動支援事業	屋外における移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などに参加するため、外出時の移動を支援します。	利用者数（人／年）	4	4	4
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行います。	利用者数（人／年）	4	4	4

※ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。

▶ 任意事業

区分	内容	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	身体に重度の障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。	利用者数（人／年）	0	0	1
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供します。	利用者数（人／年）	2	2	2
自動車改造費助成事業	身体障がいのある人が、就労などのため、自らが所有する自動車を運転しやすいように改造するために必要な費用の一部を助成します。	利用者数（人／年）	1	1	1

※ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。

7

障害児通所支援等の見込量

▶ 障害児通所支援

利用児数（人／月）

区分	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	0	0	1
医療型児童発達支援	肢体不自由の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援や治療を行います。	0	0	1
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に、放課後や学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	15	15	16
保育所等訪問支援	訪問支援員が障がいのある児童の通う保育所や幼稚園などを訪問し、障がいのある児童が集団生活において他の児童と適応するための専門的な支援を行います。	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどのために外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行います。	0	0	1

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。

▶ 障害児相談支援

利用児数（人／月）

区分	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するための利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行います。	5	5	5

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。
なお、本村には障害児相談支援の提供事業所が1カ所あります。

▶ 障がいのある児童の子ども・子育て支援等

利用児数（人／月）

区分	内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所・認定こども園	各施設において障がいのある児童の支援も行います。	5	5	5
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童の居場所を確保し、障がいのある児童の支援も行います。	7	7	7

☞ これまでの利用実績等を踏まえた上記の見込量は、これまでの利用事業所により確保できると考えます。

8

計画の推進に向けて

- ▶ 弥富市、蟹江町との共同により海部南部障害者自立支援協議会を設置し、計画の推進のため、その進捗状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めるとともに、関係機関等と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。
- ▶ 計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行います。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

お困りのときは、NPO法人 海部南部権利擁護センターに お気軽にご相談ください！

飛島村、弥富市、蟹江町にお住いの方が、認知症になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「**成年後見支援**」と「**障がい者基幹相談支援**」を行う機関として、令和3年1月、弥富市役所十四山支所内に開設しました。

※海部南部権利擁護センターは、飛島村、弥富市、蟹江町から委託を受けてNPO法人が運営しています。

成年後見支援

▶ 相談支援

電話や窓口で、成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者などからの相談に対応します。

【弁護士相談会】

海部南部権利擁護センター
毎月第3木曜日 午後1～4時

要予約

▶ 普及啓発

成年後見制度の普及や理解啓発のため、広報や講演会、研修会などを開催します。

障がい者基幹相談支援

▶ 相談支援

電話や窓口で、障がいのある人やその家族などからの相談に対応します。

▶ サービスの充実

地域の行政機関や医療機関、相談支援事業所やサービス事業所等と連携して対応します。

▶ 虐待防止

関係機関等と連携し虐待防止に努めます。

共通

▶ 巡回相談

飛島村すこやかセンター
毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分

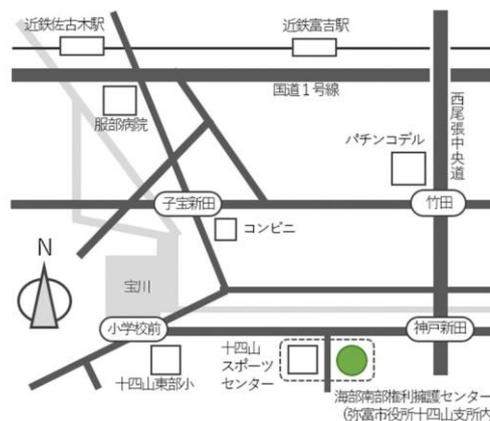
要予約

海部南部権利擁護センターのご案内

〒490-1405
弥富市神戸三丁目25番地（弥富市役所十四山支所内）

電話 0567-69-8181
Fax 0567-69-8180
Mail shien@amanankenri.net

営業時間 【平日（月～金）】 午前9時～午後5時
【土日、祝日、年末年始】 お休み



発行：飛島村 民生部福祉課

〒490-1434
愛知県海部郡飛島村大字松之郷三丁目46番地の1
TEL:0567-52-1001 FAX:0567-52-1009
URL:https://www.vill.tobishima.aichi.jp